

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令 和 7 年 3 月 4 日 (火)

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
定例会の追加提案事項について .....	3
懲罰動議について .....	3
(1) 懲罰動議の提出及び提出後の流れについて .....	3
(2) 特別委員会の設置について .....	4
(3) 特別委員会の人数構成について .....	5
定例会の日程について .....	1 2
本会議の会議録署名議員について .....	1 3
特別区議会議長会の要望事項について .....	1 6
意見書・決議の議案提出手続きについて .....	1 7

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和7年3月4日(火) 午後0時59分～午後2時01分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 山田 耕平 理事 川原口 宏之 理事 松本 みつひろ	理事 矢口 やすゆき 理事 ひわき 岳 理事 安齊 あきら
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 おおつき 城 一
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事務局長 森 雅之 庶務係長 田口 昌実 議事係長 蓑輪 悦男 担当書記 橘川 敦江	事務局次長 村野 貴弘 議会法務 担当係長 武士 清亮 庶務係主査 渡辺 翔太



(午後 0時59分 開会)

**脇坂理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**脇坂理事** 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、1月16日、1月23日、1月31日の3回分について、事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の追加提案事項について》

**脇坂理事** 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料1を御覧ください。区長から、条例案件2件が提出される予定です。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定です。

説明は以上でございます。

《懲罰動議について》

**脇坂理事** 次に、懲罰動議についてです。

(1) 懲罰動議の提出及び提出後の流れについて

**脇坂理事** 初めに、懲罰動議の提出及び提出後の流れについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料2を御覧ください。令和7年2月21日付で、議員21名から議長宛てに、田中ゆうたろう議員に対する懲罰動議が提出されました。内容は資料のとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

懲罰動議が提出された場合には、会議規則第112条の規定により、「議長はすみやかに会議に付さなければならない」とされており、会議規則113条には、懲罰事犯の審査については、委員会の付託を省略することができない旨が規定されています。また、会議規則第114条の規定により、該当の議員は議会または委員会の同意を得て自ら弁明をすることができることになっています。なお、地方自治法第135条において懲罰の種類は4種類が規定されており、戒告、陳謝、出席停止は過半数による議決、除名の場合は議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の同意が必要とされています。

資料を1枚おめくりください。懲罰動議の審査手順についてまとめたものでございます。

審査手順は、まずは本会議に上程し、提案説明、当事者から申出があり、議会が認めた場合は一身上の弁明。その後、この後の議題になりますが、特別委員会の設置、付託。次に、特別委員会を開催し、懲罰動議の補足説明、質疑、当事者から申出があり委員会が認めた場合は一身上の弁明。その後、意見開陳を経て、懲罰を科すか否か、科すとしたらどの懲罰を科すのかを審査。戒告または陳謝の場合は、その案文を決定します。最後に、再度本会議を開催し、委員会審査結果報告、当事者から申出があり議会が認めた場合は一身上の弁明、その後、採決となります。

なお、審査の際、当事者は地方自治法第117条の規定により除斥となり、一身上の弁明を行うときにのみ入室することとなります。また、一身上の弁明に対する質疑は原則行うことができないと解されています。

この後、必要な事項を御協議いただきたいと考えています。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。

**矢口理事** 今、懲罰動議のお話がありましたけれども、前回の理事会では意見が物別れというか平行線のままになって終わったのかなというふうに思っているんですけども、改めて、その懲罰動議がなぜ出されたのかというのは、これは誰に聞けばいいんだろう。なぜ懲罰動議が出されたのか。

**脇坂理事** 発議者のほうからお願いしてもいいですか。では、いますので、ひわき理事、お願いします。

**ひわき理事** 今御質問いただいた件について説明をさせていただきます。

前回の理事会の場で、私からも理事会で一致した形で何か対応ができないかというふうな問いかけをさせていただいたのですが、残念ながらそこでいろんな会派の皆様それぞれのお考えがあったと思いますので、一致に至らなかったという経緯がございました。その上で、ではどうすべきか、何が必要なかというふうに考えた中で、有志によってこうした懲罰の動議を出すのが今回は必要であろうと、そういうふうな判断に至ったということです。

**脇坂理事** ほかにございますか。——それでは、この後必要な事項を協議したいというふうに思います。

## (2) 特別委員会の設置について

**脇坂理事** では、まず、特別委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 先ほど説明したとおり、懲罰事犯の審査は委員会の付託を省略することができないため、付託先の委員会について御協議をいただきたいと思います。本区では先例が把握できませんが、他自治体では懲罰事犯を審査するために懲罰特別委員会を設置して付託する機会が多いように見受けられるため、本区も設置してはいかがか。委員会の名称も含め、御協議いただきたいと思います。

なお、特別委員会を設置することとした場合、本会議では議長発議により委員会設置を諮ることとしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいま次長から説明のあったとおりですけれども、今協議いただく内容は3点になります。

まず1つは、特別委員会を設置することに対する可否ということ。2つ目については、その名称をどうするかということ。3点目には、本会議において議長発議により委員会設置を諮るということ、その3点になりますけれども、御意見ございましたらよろしくお願いたします。――では、特にないような形ですので、事務局の案に従う形で進めていきたいと思いますが、特別委員会を設置するという形を取り、名称につきましては懲罰特別委員会という形にしたいというふうに思います。また、本会議では議長発議により委員会設置を諮るという形、3点確認したいと思いますが、こういった形でお願したいと思います。よろしいですか。

**安斉理事** 議長発議という話なんですけれども、これは構成も含めてということですか。

ちょっと聞き落としていたら申し訳ないんですけども。

**脇坂理事** 構成についてはこの後また議題となっておりますので。では、進行してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、この3点につきましては確認が取れましたので、次に進めてまいります。

### (3) 特別委員会の人数構成について

**脇坂理事** 次に、特別委員会の人数構成について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料3を御覧ください。既存の委員会の人数構成に関する資料でございます。この資料も参考にしながら、懲罰特別委員会の定数及び会派別の人数構成について御協議いただければと思います。

なお、会派別の人数構成がまとまりましたら、本日中に個名を事務局にお知らせいただくようお願いいたします。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** それでは、特別委員会の人数構成について協議をしたいと思いますので、御意見のある理事は挙手にてお願いいたします。

**矢口理事** 特別委員会ということで、人数が今、12人の構成を示されているんですけども、まず、その12人の根拠を伺います。

**事務局次長** あくまでも特別委員会が設置されている例をお示しただけでありまして、それに基づいて御協議いただければということで資料を提示させていただいたものでございます。

**矢口理事** では、特に人数はまだ、この後協議をするということによろしいですか。

**事務局次長** そのとおりでございます。

**矢口理事** 杉並区議会の基本条例だったり委員会条例のほうには、常任委員会についての人数の規定はあるんですけども、特別委員会についての人数の規定というのはないというふうに認識しているんですけども、まず、それは間違いはないか。

**事務局次長** そのとおりでございます。

**矢口理事** 今、特別委員会を設置しようというふうな話になっていると思うんですが、そうすると、特別委員会の人数について、改めてこの理事会の場で協議ということによろしいですか。

**事務局次長** そのとおりでございます。

**矢口理事** これまで常任委員会は条例だったり定められているんですけども、特別委員会については明確な人数の決まりはないと。では、どういうふうに決めてきたのかというと、恐らくこの理事会であったり交渉会派の皆様で、杉並区議会のお歴々、昔からの先輩たちが話し合いながら人数を決めていた。場合によっては特別委員会が今4つで、もしかしたら増えたり減ったりというのも含めて、その当時当時で人数を決めていったと。

今回、この懲罰に関する特別委員会ということなんですけれども、杉並区議会では初めてということによろしいでしょうか。

**事務局次長** 調べている範囲ですと、議事録が紙の時代もありますのでそこまでは及ばないんですけども、平成15年以降については、調べた範囲では初めてでございます。

**矢口理事** 平成15年以降は初めてということで、ある意味初めての特別委員会が今回提案されて、設置をされようとしているというふうな状況です。なので、これまでの慣例に従っていくのであれば、ちゃんとみんなで協議した上で人数構成を確認、そして設置をしていくというふうにするべきではないかなというふうに思いますが、そこは皆さん、委

員の皆さんも一致ということによろしいんですかね。

**脇坂理事** 御意見のある理事がいましたら。

**松本（み）理事** 矢口理事のおっしゃるとおり、議論を経て決定すべきものと認識しているところです。

**矢口理事** ということであれば、議論を深めた上で人数を、例えば今回は発議者が21人いるわけですがけれども、その21人を除いたメンバーで構成するということもできるということですよ。

**事務局次長** それは皆さんの御協議でという形になろうかと思えます。

**矢口理事** または、予特、決特のように48人全員で参加していくような特別委員会の人数構成もできるということによろしいですね。

**事務局次長** そのとおりだと思います。

**矢口理事** 分かりました。

次に、委員会の人数に関してはこの後理事会の中での協議を含めながら何人になるかというのは決まっていくと思うんですけども、メンバーの構成についてなんですけれども、現状の何か考えだったりはあるのでしょうか。何人になるかによって分からないというものはあると思うんですけども。

**事務局次長** それも含めて、この場で御協議いただければと思っているところでございます。

**矢口理事** 今回、懲罰動議の発議者が21人というかなり多い数の方が名を連ねているわけですがけれども、特別委員会って懲罰の度合いを決めるというふうな、杉並区議会としては初めての大変重い場になるわけですから、慎重に慎重を期してやっていくものであるかなというふうには思うんですけども、そこに発議者が、特別委員会のメンバーに加わることによって、公平な議論というのが担保されない危険性があると考えますが、その点はどう考えているのか。

**事務局次長** 今の御質問については私どもでお答えする立場にはないかと思うんですが、自治法上のルールでは、それを駄目だというような書かれ方はしていないと。8分の1以上のというふうになっていますので、もしかしたら10分の10ということだってあり得ることを法定上は想定していますので、かつ委員会で審議するとなると、必ずしもそれが駄目だというような法定にはなっていないつくりになっているというふうに認識しているということでございます。ただ、それを現在の杉並区の状況でどう考えるかは、皆様方のお考え次第だというふうに理解しております。

**矢口理事** ルール上というか規定上、条例、法律上は特にその規定がないということですよ。

かね。ただ、やっぱり懲罰をしようという側がその場、裁く場だったり議論をする場に入って、ある意味一方的な意見を述べるというのは公平性に欠くのではないのかなと思うんですけども、そのあたりは委員の皆さんはどういうふうにお考えか、委員の皆様にお伺いしたいです。

**脇坂理事** 御発言のある理事、いらっしゃいましたらお願いします。

**矢口理事** 皆さんに1人ずつお願いします。

**山田理事** この場合は、これからの話合いによると思うんですけども、発議者はどちらかという提案説明をする側に回るとお思いますので、質問するというよりは皆さんから、発議者でない方から質問を受けて、それに対して答弁をするという側に、質疑においては回るのかなというふうには考えています。

あと、その委員会構成にもよるとお思うんですけども、やはり発議者が過半を占めるような状況というのは私としてはふさわしくないとお思いますので、過半数にならないよう発議者の配置を配慮する必要があるかなというふうには考えています。

以上です。

**ひわき理事** 私も同様に考えています。慎重な審議というのが前提になるとお思いますので、どちらかに偏る、発議者に偏った委員会構成であるとか、発議者が全くいないという構成もなかなかつくりにくかったりも、交渉会派が発議者に全員なっているケースとかもありますので、そこはバランスが、皆さんと一緒につくっていければいいんじゃないかなというふうに思っています。

**川原口理事** 発議者ばかりにならないように、人数構成をここで協議していくということになるかなというふうに思っています。

**安斉理事** 私は、やっぱり発議者は入らないほうがいいのかと思いますよね。やっぱり発議者はこの書いてあるとおりのことを求めているわけで、そうじゃないという人も想定されるわけですから、それが何か発議者が入ってというのはどうなのかな、あまりよくないんじゃないかなというふうには率直に思います。

ただ、これは会派でもんでいないので、私の会派の意見というよりは私の私見になりますけれども、ちょっと発議者は外したほうがいいんじゃないかなと思っています。

**松本（み）理事** 対象の方を除いて47人中の21人が発議者に名前を連ねているという状況になってきているので、これを除いた中で構成をつくるということと、47の中から、今、他の理事からも御指摘があったように極端に発議者中心の構成になるということ、どちらも問題があるんじゃないかなという見方をしていますので、先に発言された方と同じ意見になりますけれども、そのバランス、均衡を失さないような形で構成するというこ

とは重要だろうと思っております。

ただ、委員会の進行役を務めていく委員長、副委員長におかれましては、発議者の立場でない方というのが望ましいということは感じるころはあります。

**脇坂理事** 今の意見を受けて、矢口理事。

**矢口理事** ありがとうございました。様々な皆さんの御意見をいただきましてありがとうございました。いろんな考え方があるのかなというふうに思います。

今回、先ほど来繰り返してはいますが、初めて杉並区議会としてこの懲罰に関する特別委員会が設置されようとしていると。これは軽々しく出せるものじゃないというふうに私は思っていますし、本来もう少し慎重にやるべきだったかなというふうには思っているんですけども、今回は1回目となる可能性がある中で、その発議者が入っていくというところは、私は本当に慎重にやっていくべきかなというふうに思います。先ほど局長のお話でも、全員が発議者になる可能性もあるという話もあったかと思いますが、やはり発議者が特別委員会に入ることによって公平性、公正性の担保がされにくくなる懸念が生じると思いますので、そこは改めてこの理事会の場でもしっかりと議論を続けていくべきではないかというふうに思っています。

あと、今回の田中ゆうたろう議員についてなんですけれども、先ほどの説明で弁明の場は3回あるというふうな認識でいいですか。

**事務局次長** 最初の本会議と、懲罰委員会が決まれば懲罰委員会、採決を行う本会議の3回弁明の機会が、申出があれば行うことができると。議会なり委員会の承認を得た上でという形になろうかと思えます。

**脇坂理事** 今、矢口理事からの問題提起については、これを踏まえた上でないと話は進んでいけないことになるというふうに思いますけれども、改めて御提案等ございましたらお願いいたします。

**安斉理事** 私、この話は、理事会でちょっと皆さんにはもうお伝えしています、関わりたくないというような立場で話をしていましたけれども、聞いていますと、ちょっと言わないと先へ進まないんだなというふうに、この後の日程もあるでしょうからあれなんですけれども。発議者を入れる、入れない、私もちょっと御意見させていただきましたけれども、そこもまだ決まっていない状況でこれを先に進めるというのはよくないですよ。先ほど矢口さんもおっしゃっていたとおり、杉並区議会の中で懲罰委員会というのが、過去を調べ切れていないかもしれないけれども、調べた段階では初めてじゃないかというような御指摘だったというふうに思うんですけども、そういう大きな問題、重

たい話を何か拙速にこうだというような形でやるというのは、ちょっとよくないのかなというふうに思います。

私も先ほど皆さんの前で私見という形で述べましたけれども、私の会派はほかに3人いまして、それはどこの会派も交渉会派は幹事長以外に会派の構成をしているメンバーがいるわけですから、これを持ち帰って話をしないとよくないと思いますよね。この場でこうだから先へ進めようというのは、私はちょっとよくないなというふうに思うので、ここは今回は、この理事会では結論が出ないということだと思いますので、取りあえず今日はここまでということでもよろしいんじゃないかなというふうに私は思っています。しっかり議論して進めていくべきなんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

**脇坂理事** 安斉理事からこういった御発言がございましたけれども、それに対して何かございますか。

**山田理事** 発議者の私からいろいろ言うのもなんなんですけども、やはり私としては、発議者というものはどちらかというとなんか答弁者の側という認識でいるので、一定その委員会に配置をしておかないと、答弁という形の手だても取れないのかなというふうには思いますし、くれぐれも過半数を超えないように配慮する必要があるとは思っているんですけども、やはりもう少し前の段階の、例えば少数会派の人はどういうふうに決めるのかとか、枠組みとかも一定決めておかないと、この特別委員会を設置すらできないんじゃないかなというふうに考えざるを得ないんですね。例えば、そういうふうになった場合はどうするのかというふうに考えなければいけないですし、そうすると、多分どこかの常任委員会にかけるということにもなりかねないことにもなると思うので、そこはやはり理事会として一定の方向性を導き出さないと、委員会設置は必要になってきますので、その議論はしなければならぬのかなというふうには考えています。

**安斉理事** 別に議論するのは構わないんでいいんですけども、ただ、今日提案がされて、初めてその構成の話が出てきたわけで、先ほど矢口理事のほうからいろいろありましたけれども、通常であれば常任委員会はその裏づけとなるものがあるけれども、特別委員会はありませんよねと。例えば、これから予算特別委員会が始まりますけれども、これは全員なわけですよ。48人全員が出てやるという。通常の特別委員会、それ以外、予算と決算以外の特別委員会は、これは多分交渉会派である程度合意して12人とかそういう人数が多分決まったと思うんですよ。今回の場合には初めての試みなので、やはり何人かいいのかということも含めて、プラスアルファ内容、今、山田理事も言ったけれども、発議者が加わるのか加わらないのかという、人数を何人にするのかということと、そ

ここに発議者はどうするんだという話もあるんで、今ここでは多分もう決められないと思いますし、私も先ほど私見だと述べましたけれども、会派にも諮っていないので、私はこれだけ重いことをこの場で私はこうするんだというふうな話はちょっともうできませんので、持ち帰らせていただきたいというふうに思います。ですから、再度このことについて一定程度会派の中で議論してということになります。

多分、もう予算委員会も近づいてきてみんな質問づくりをやったりとかいろいろしていますので、ある程度の時間をいただかないと、会派の会議を開くといっても、うちの会派は小さい子供を育てている方も多いですし、なかなか家を空けたりとか予定を取るのも大変です。そこも考慮した上で日程を組んでいただいて、またこうした理事会の中で議論をさせていただけるような日程を配慮いただきたいというのを申し添えて意見としたいと思います。

以上です。

**山田理事** 事務局に確認したいんですけども、動議が出された場合のその期限というか、どのような取り決めになっているか、法律上どういうふうに示されているのかということを確認したいのと、実際に、例えば延ばすとしたらどのぐらい延ばしてというような話になってくるのか。その日程調整というのはどういうものが考えられるのかというのを少し確認したいと思います。

**事務局次長** 先ほどもちょっと御説明させていただいたんですけども、懲罰動議が提出された場合には、会議規則第112条の規定により、「議長はすみやかに会議に付さなければならぬ」とされておりますので、先ほど特別委員会の設置までは皆さん意見が、されましたので、通常はその会期中で行われて、その会期中で終わらない場合は継続審議にするのか会期延長にするのか、その辺をまた御議論いただくような形になるのかなと思っております。他区の状況なんかも、時間をかけているところもありますし、1日でばっとやっているところもありますので、そういうことも含めて御協議いただければと思っております。

**山田理事** あとスケジュール的な、実際にもう1回理事会を開いてとかいうことを考えるとどうなるか。

**事務局次長** ちょっとそこまでの想定が今できていませぬので、そこについてはまた改めてスケジュール調整しないとならないかなと思っております。当初は、もしこのまま決まれば、明日本会議で、そこで特別委員会への付託というふうな想定をしていましたけれども、それができないようであれば、また少しスケジュールを、再度調整させていただくような形になるかなと思っております。

**脇坂理事** 議論の途中で申し訳ないんですが、この後、1時半から議会運営委員会の開催を控えているところでございます。この懲罰特別委員会についての話は結論が出ていない状況ではありますけれども、理事者から追加提案についての説明等がございまして、時間どおり開きたいというふうに思っておりますので、この後、一旦理事会を休憩する形としたいというふうに思っておりますので、ちょっと行けるところまで今進めたいというふうに思いますので、その点御了承ください。

**おおつき副議長** 様々御意見聞かせていただきました。私としては、今回のこの発議者が、ある交渉会派のところは全員の名前が入っているところが2つあります。交渉会派のその人たちが委員にならないというのは、現実的には、それが公平な議論たり得るのかというところについては重々慎重な御考慮をいただきたいと思います。でないと、そういう人たちが入っていないということがまた後々の大きな課題になり得るのではないかと、これは一応表明をさせていただきます。

あともう1点、今日2時から対外的な、杉並区の動物議員連盟という形で2時から外部の講師の方をお招きをして、杉並区議会の動物愛護議員連盟として超党派でお迎えしておりますので、そこら辺の考慮も委員長にはお願いできればと思っております。

以上です。

**安斉理事** 今副議長からのお話がありましたが、最後の部分は公務ではございませんので、それを配慮していただきたいというのはちょっと筋が違うのかなと思っておりますので、指摘をしておきたいと思っております。

《定例会の日程について》

**脇坂理事** では、事務局、よろしいでしょうか。定例会の日程についての説明をお願いしたいと思っております。

**事務局次長** 資料4を御覧ください。一部ちょっと懲罰動議の関係が入っておりますので、それを除いて御説明させていただきます。区長提出の追加議案に関わる日程の追加でございまして。追加日程は網かけ部分ですが、ちょっと懲罰の部分も入っておりますので、それを除くとしてお聞きいただければと思っております。

この後、午後1時30分から議会運営委員会を開催します。明日3月5日午後1時から本会議を開催し、追加議案の上程、委員会付託を予定しております。

以上、日程の追加を提案させていただきます。ちょっと懲罰のを除いて御説明させていただきます。

**脇坂理事** ただいまの説明について何かございましてか。——それでは、この件については、

この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

**脇坂理事** 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 追加する3月5日水曜本会議の会議録署名議員は、4番ブランチャー明日香議員、48番藤本なおや議員、以上でございます。

**脇坂理事** この件についてはよろしくをお願いします。

それでは、議会運営委員会理事会を暫時休憩とし、1時30分からこの会場にて議会運営委員会を開催いたします。

(午後 1時29分 休憩)

(午後 1時43分 開議)

**脇坂理事** 休憩前に引き続き、議会運営委員会理事会を再開いたします。

先ほどまでの議論を確認いたしますと、懲罰動議につきましては特別委員会の設置をするということまでは合意が取れたところでございますけれども、人数構成についての部分で、まだ全理事の合意が取れていないという状況でございますので、改めて御発言のある理事は挙手にてお願いをいたします。

**山田理事** 発議者が特別委員会を設置した場合に除斥されるかどうかというところについては、改めて少し調べていただきたいなと思っているんですけども。

**事務局次長** 発議者が除斥されるということはないです。

**山田理事** ほかの特別委員会を設置した場合もないということですか。

**事務局次長** ほかのというのはどういう意味でございますでしょうか。

**山田理事** 豊島区の懲罰特別委員会で同じようなやり取りがあった際に、地方自治法117条の除斥の規定により、発議者は自身の一身上の事件ということにはならないためと、また、身分上直接的な利益、不利益が生ずるかという利害関係者にも当たらない、懲罰動議の提出者が委員会の委員として除斥になっているところはないというような議事録が今の時点で確認できるようなところなんです。その点で言うと、やはり発議者の配置のバランスというところについては配慮する必要があるとは思っておりますけれども、では発議者を入れないのかということについては、そういうのは除斥の対象にはならないということですので、ちょっと整理したほうがいいのかというふうに考えるんですけども、どうですかね。

**事務局次長** 以前、少し前に委員が意見書を出した件がありましたけれども、その委員も委員として除斥されることなく委員会に参加しておりましたので、除斥されるというこ

とはないと考えています。

**山田理事** ということ、今日の時点では恐らくそれぞれ会派に持ち帰りたいという話もあったので、今日早急に決めるというのは無理だと思うんですけども、やはり一定発議者のバランス、発議者の配置自体は特段問題はないという前提の上で、そのバランスとかをどうするかみたいなところでの検討が必要なのかなというふうには私としては考えているところです。ただ、今日決めるというのは、もうこの時点での話し合いが少し持ち帰りたいという意見も出ている以上、そこは慎重にやる必要があるのかなというふうに考えています。

以上です。

**ひわき理事** 今、前回の意見書の審議のケースのお話、私もちょっと頭にあっただすよね。なので、事例としてはこれまでも議員提出議案の発議者が委員になっていた前例が杉並区議会でもあったということは、ちょっと確認をしたかったなというふうに思っておりましたので、そこら辺は一定、やっぱり前例になるのかなというふうに考えています。

そうした上で、例えば特別委員会の人数も含めてやっぱり考えていかなければいけないので、今日決まるということは多分ないかもしれませんが、1つの案としては、ほかの、今現行で行われている特別委員会の構成、4委員会ありますけれども、こういうものを参考にしながら、発議者が過半数にならないような、そんな構成をつくっていくといいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

**矢口理事** 今、ひわき理事からもお話しありましたが、10月の多分都市環の話だと思うんですけども、そのときと、この懲罰特別委員会とはちょっと意味合いが全く違うので、発議者がこの委員の中に入る、入らないというのは、ちょっと前回の都市環の議員の提出議案とは色合いが違うのかなというふうに思っています。

私が一番危惧しているのが、発議者が、山田理事のほうからは人数の調整を考えながらというところの発言もありましたが、やはり発議者が入ることによって、公平公正な意見で、場合によっては数が、今回は21人でしたけれども、もっと増えた場合どうするか、そういった可能性も今後も出てくるわけですし、そもそも今回杉並区議会ですら初めとなる懲罰動議が出されて特別委員会に付されようとしている中で、初めての事例ですから、そこで、言葉を選ばずに言うと悪しき前例をつくるべきではない、そういうふうに思うので、ちょっと慎重に議論を重ねていくべきだと思います。

以上です。

**安斉理事** これは先ほど述べたんですけれども、私が思っているのは、非常に区民に何かあって早急に決めなきゃいけないという話、区民生活に著しく何か混乱が起きるような話であれば急いでやる必要があると思います。ただ、この話はそういう話とは性格が異なる話ですから、今矢口理事からもあったように、一定程度時間をかけて慎重に、その人数も含めて、あと発議者をどうするか、入るか入らないかも含めて、やっぱりちゃんとやったほうがいいと思います。なし崩しにやってしまうのはやっぱりよくないと思いますので、全員がそれで理解をできるような形でぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、この理事会も、この件について、懲罰の案件について十分裕度を持って開催をしていただきたいというふうに思います。だから、日程ありきでやるというのは、ちょっと私はそれはよくないなと思っていますので、その意見は十分考慮した上で日程の検討を図っていただきたいというふうに思います。これは要望でございます。

以上です。

**脇坂理事** ほかに何かございますか。――では、改めて特別委員会の人数構成についてということで各会派に持ち帰っていただく内容を精査したいというふうに思います。まず、1つには、特別委員会の人数構成はどういう形にするのか。もともとのたたき台として御提示したのは12人ということでしたけれども、それが望ましい数字なのかどうなのかということが1点目です。

もう1点につきましては、発議者の方が委員に加わるということについて、先ほど松本理事からは委員長、副委員長の話についても言及がありましたけれども、そういったことも含めた上で、懲罰特別委員会の委員に加わるということの是非、そういったことについて、2点についてお持ち帰りをいただきたいというふうに思っております。

今、安斉理事からも御要望があり、日程ありきで動かないでほしいというような御意見ではございました。その点はしっかりと委員長としては判断をしていきたいとは思いつつも、先ほど次長からもお話がありましたとおり、この会期中に動議が出された以上、速やかに対応しなければいけないということでもありますので、会期中に特別委員会の設置をするというところまでは期限として設けなければいけない、その点だけはちょっと御理解をいただいた上で、今後の理事会の場をつくっていくということにしていきたいというふうに思っております。

そういった形で現段階では整理をしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、御意見ございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

では、そういたしましたら、本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

**事務局次長** 議長会の要望が。

**脇坂理事** すみません、では、もう少しだけ進めさせていただきたいと思います。

《特別区議会議長会の要望事項について》

**脇坂理事** 次第の8番でございます。特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料5を御覧ください。特別区議会議長会の要望活動についてでございます。例年4月頃に依頼があり、6月中旬までに要望案を提出していたものですが、議長会における要望内容の協議や調整の期間を十分にとるため、今年からスケジュールが前倒しになったものでございます。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。2月18日の議長会総会において、令和7年度特別区議会議長会の要望活動についてが決定され、要望事項の調査について、同日付で通知がございました。締切りは4月30日となっております。

1、要望事項の区分と、2、要望事項の基準については記載のとおりでございます。国、東京都、全国市議会議長会、それぞれ複数提出する場合は優先順位をつけていただきます。

裏面を御覧ください。要望事項の選択基準でございます。①各区から提出された優先順位第1位の要望事項を基本に、東京の特殊事情に関わる部分大きいものを優先的に選択します。②第2位以下の要望は、第1位と同趣旨のものがあれば、その内容も含め統合します。③第2位以下の要望について、同趣旨のものが複数区から提案されている要望は、選択に当たり考慮いたします。

2枚目は調査票の様式です。この後LINE WORKSにて調査票を送付します。裏面は記載例でございます。記載例に倣って作成をお願いいたします。

3枚目は、令和6年度の実績でございます。区から国への要望事項として提出した若者の市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）防止対策の強化を求める要望が取り上げられました。

各会派で要望がある場合は、3月28日金曜午後5時までに事務局に提出をいただき、その後、各会派から提出いただいた要望について、理事会の開催やLINE WORKSを活用して協議調整を行い、要望案として提出したいと思います。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** それでは、ただいま説明のとおり、各会派からの要望は3月28日金曜日午後5

時までには事務局へ御提出ください。提出された要望については、今後理事会を開催するなどして内容の協議調整を行うこととします。

《意見書・決議の議案提出手続きについて》

**脇坂理事** 次に、意見書・決議の議案提出手続についてです。

この件については1月9日、31日の理事会で協議をしましたが、意見がまとまらず、再度各会派に持ち帰ることになっています。本日協議は行いませんが、先日の理事会での協議経過を事務局から非交渉会派に説明していただきましたので、その報告をお願いいたします。

**事務局次長** 資料6を御覧ください。1月31日の理事会では、既存の申し合わせは変更せず、非交渉会派の方が意見書等を提出しようとしたときについての文言を追加する形で作成しました。申し合わせ事項修正案をお示しし、その資料も参考に御協議いただいたところです。資料6は、その際に配付した資料と同じものです。資料の説明や協議の内容について非交渉会派に説明したところ、複数御意見があったため御報告いたします。

1点目は、非交渉会派のことを非交渉会派抜きで決めるのはおかしいのではないかという点です。理事会で協議がまとまる前に、議論に参加する場が欲しいという意見がございました。

2点目は、今までの運用がうまくいかないことがあるのであれば、会議規則を改正すべきではないかという点です。取扱いを変更することについて、申し合わせ事項のみで対応すべきではないかという意見がございました。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、ただいまの事務局からの説明も踏まえて、引き続き各会派で議論をしていただき、次回の理事会で再度協議をし、今定例会中に何らかの結論を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

**松本（み）理事** ほかの理事の皆さんに教えていただきたいことがあって発言をするんですけども、代表質問の際に質問をさせていただいて、答弁を受けて、再質問をさせていただいた、それに対して再度答弁があったというようなやり取りがあった中において、私の再質問に対して原稿を読んで答弁しているような様子が見られたということで、少し議場の中に不規則発言が出ていたというような場面があって、私はあまりそのことは気に留めていなかったんですけども、複数の理事者の方からそういったことがあった

けれども大丈夫ですかみたいな、そういうようなお話をいただいたというような場面がありました。

代表質問に関しては、再質問の答弁をされるのも区長、副区長という状況がある中であって、多分一般質問のときとかも再質問あるかないか、するならどういう質問なのかというやり取りがあると思うんですけれども、代表質問においてそういうやり取りというのが私はあったんですけれども、他の幹事長の皆さんはどういうふうにされていたのかというところです。ある程度、私はすり合わせを行った上で再質問に至ったというところは事実としてありましたので、それが正しくないことなんだということであれば改めていかななくてはならないということは思っているわけですがけれども、このあたりってどういうふうにしていくのが適切だったのかということについて教えていただければというのが1点です。

この話の流れの中で、今も予特の質問調整等をしているところであるんですけれども、再質問に関して言えば、答弁したことに対してじゃない再質問、答弁の内容に対するものではないというように感じられる再質問というようなことも、最近ま本会議場で発生をしているというようなことについての問題意識をお聞かせいただくケースが何度かありまして、このあたりについて、他の理事の皆さんはどういうふうにお考えかということをお話しできたらと思っているところです。

一旦以上です。

**脇坂理事** 何か発言ございますか。

**安斉理事** 私は去年の代表質問で今の総務部長が担当でしたけれども、再質問をされるでしょうから内容を教えてくださいというふうに言われました。これは事実です。私は、まだ答弁もしてないものについて教えてくれって何なのという、ひどく怒りましてね、何を考えているんですかということでお断りをしました。ただ、そのときに言っていたのは、いい答弁を出したいので、もしある程度話をしてくれるんだったら答弁の前に答弁を内緒で教えますよみたいな話を、取引ですね、されましたね。ただ、私はそういうのは全然よくないと思っていますので、ある意味学芸会の発表会になってしまいますので、それはお断りをしたという事実がありました。

ですから、それを教える、教えないというのはその質問をする方のお考えによるのかなというふうに思います。私はあまりそれは好ましくないと、チェック機関ですからね。というところで、やっぱりそれは答弁を聞いて、大体当たりをつけてもう質問をつくっておいて、再質問、大体多分分かると思うんですけれども、するとかそういう工夫が、これは蛇足ですが、あってもいいのかなというふうに思います。事実として私も聞かれ

たことがありますけれども、教えていないというのが私の感想というかあれです。

今回も私、代表質問をやりましたが、一切そういったような話もございませんでした。去年あたりは質問を変えてくれとかやめてくれとか何かいろいろありましたけれども、私はそういう姿勢で今代表質問等をしていますので、一切そういった問合せも少なくなりまして、理事者のほうもよく分かったのかなというふうに思っています。

あともう1点、松本理事のほうから、再質問の内容が、それは再質問かどうかという話だと思うんですけれども、この辺は多分例示を出してもちょっと分かりづらい話だと思うので、私として思っているのは、最終的にはそれは議長の議事整理権の範疇なので、逸脱していれば議長がそれは議事整理権の中で整理をしていただいて御対応いただくという話でよろしいかと思っておりますので、多分これは議論してもなかなかそういうのは結論が出ませんので、議長の御判断に委ねるのが正しいのかなというふうに、私は松本理事の御質問というかお話を聞いて思いました。

以上でございます。

**山田理事** 私も田中良さんのときに野党側でしたので、同じような接触は何度も図られてきました。その対応については、理事者とその議員の間でのやり取りですので、それぞれ議員が考えればいいのではないかなというふうに考えています。そのように対応してきました。

以上です。

**脇坂理事** あまり理事会で話すべき内容ではないと思っておりますので、この程度にしておきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** 日程は以上ですが、ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 2時01分 閉会)